

教えて!

議会 Q & A

シリーズ 4

政治家の寄附禁止ルール

◎議員が寄附をするとは処罰されます。

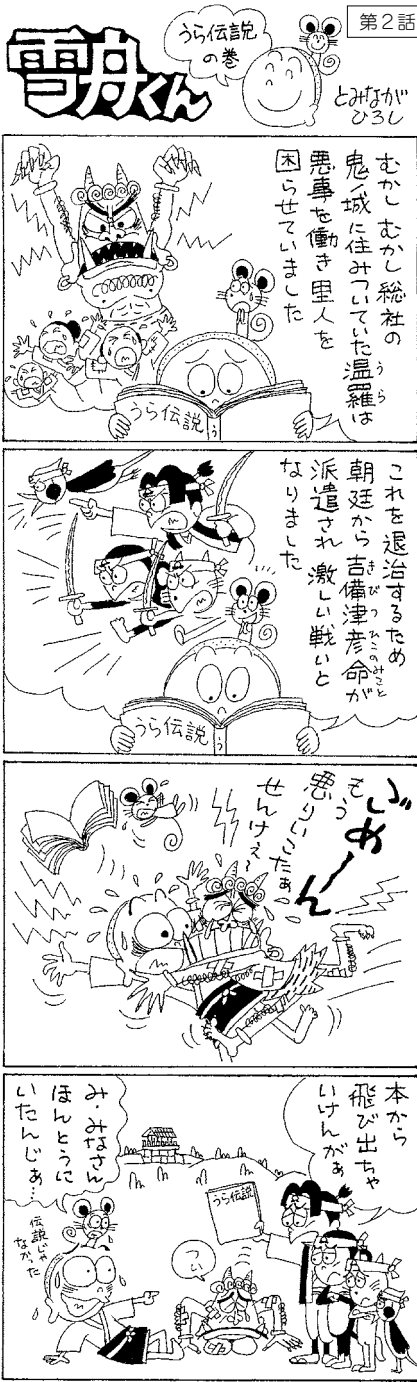
議員が選挙区内の人に対して寄附をすることは、その時期や名義を問わず禁止されています。公職選挙法では、次のものを除き、すべて罰則の対象となります。

- ① 議員本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 議員本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- ①や②であっても、選挙に關してなされた場合や、通常

 お歳暮やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い
 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝	 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	 葬式の花輪・供花
 落成式・開店祝の花輪	 町内会の集いや旅行などの贈物への寸志や飲食物の差し入れ	 お祭りへの寄附や差し入れ
 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ	贈らない! 求めない! 受け取らない!	

一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。
なお、議員以外の人が、議員名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
また、議員は、選挙区内の人に対し、答礼のための自筆

によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されています。
ご理解とご協力をお願いします。



編集後記

議会や市政の様子が皆さんに分かる「議会だより」にするよう編集委員会は腐心しています。

昨年5月に市議会が行った議会に関するアンケートでは「関心のあるものだけ読む」と回答された人が半数を超えていました。読んでいただける「議会だより」にするため一層頑張ります。お気づきのこと何なりとお申し付けください。

なお、表紙の写真は市内に9か所ある県や市が指定した「天然記念物」を昨年から連載しています。

◆編集委員会のメンバーは次のとおりです。

- 委員長 西森 頼夫
- 副委員長 根馬 和子
- 委員 頓宮美津子
- 委員 小西 義巳
- 委員 秋山 律郎